

問い合わせ

●町民課住民係
平日8時30分～17時15分(年末年始除く)
985-4105

●マイナンバーコールセンター
平日9時30分～17時30分(年末年始除く)
0570-20-0178

29年 7月
地方公共団体などを含めた情報連携の開始
連携により事務が確実かつスムーズになり、皆さんの手続きの負担が減ります。

29年 1月
個人ごとのポータルサイトの運用開始
自分のマイナンバーをいつ誰が、何の目的で使用したのかを確認できるようになります。

28年 1月
マイナンバーの利用開始
行政手続きなどでのマイナンバーの利用と、個人番号カードの交付が始まります。

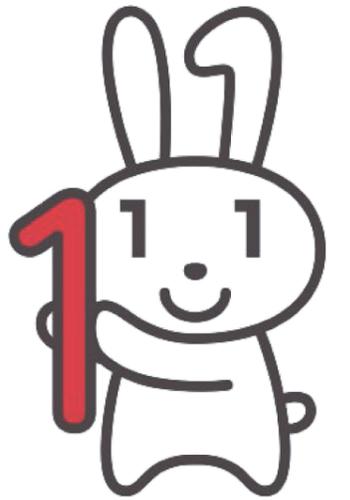
27年 10月
住民票の世帯ごとにマイナンバーを簡易書留で通知
〔同封される書類〕
①通知カード
②個人番号カード申請書と返信用封筒(希望者は返送を)
③説明書

今後のスケジュール

10月からいよいよスタート マイナンバー制度が始まります

マイナンバー(個人番号)は、国民一人一人が持つ12桁の番号です。各行政機関が管理する個人情報と同一人物の情報である確認のために活用します。マイナンバーの導入により、行政の事務がスムーズになることで、皆さんの行政手続きが簡素化されるほか、公平・公正な社会が実現されます。

詳しくは…



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

2. 1月以降 個人番号カード発行

28年1月以降、希望者には申請によりマイナンバーが記載された顔写真付きの「個人番号カード」を発行します。

個人番号カードって？
マイナンバーをはじめ、氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真などが表示されるICチップ付きのカードです。所得などプライバシー性の高い情報は記録されません。

個人番号カードは、本人確認のための公的な身分証明書として利用できるほか、e-Taxなど電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスで利用できます。

(個人番号カードイメージ)



通知カードとの違いは？

通知カードは、紙製のカードの予定で、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーは記載されますが、顔写真は記載されません。そのため、通知カード単体では公的な身分証明には利用できず、併せて運転免許証など別途定められる資料の提示が必要となります。

一方、個人番号カードは、顔写真が記載されるので、個人番号カード単体で公的な身分証明ができます(有効期限あり)。

1. 10月以降 通知カードが届いたら

(通知カードイメージ)



個人情報の管理は大丈夫なの？

マイナンバー導入後は、個人情報の不正な流出は処罰の対象になるなど制度面の管理だけでなく、システム面でも個人情報が流出しないように管理されます。例えば…

- 年金や税の情報は各所管が分散して管理し、必要な情報のみやり取りします。
- 行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。

10月以降、住民票の住所地に、一人一人のマイナンバーが、「通知カード」によって通知されます。通知カードが届いたら、次のことに気を付けて利用しましょう。

カードは大切に保管を
マイナンバーは、生涯変わりません。同じカードを使い続けるので、紛失しないようにしましょう。

行政の各種手続きで利用
平成28年1月以降、社会保障や税などに関する事務の手続きで、マイナンバーを書類に記載する必要があります。その他、転居や婚姻などカードの内容が変更になる時にもカードが必要で

勤務先でも利用
勤務先の会社が税や社会保障などの手続きをするときにも、従業員本人や家族のマイナンバーが必要になります。

他人にナンバーを教えない
他人にマイナンバーを教えること、知らない間に悪用される可能性があります。

また、他人のマイナンバーを不正に入手することや、マイナンバーが記載された個人情報を不正に提供することは、処罰の対象となります。

マイナンバーは慎重に取り扱い、むやみに他人に教えないようにしましょう。